

会計年度任用職員の給与改定について

1 改定内容

行政職給料表の改定に準じ、事務技術職員の区分を次のように改定する。

(単位：円)

級	区分	現行		改定後		改定額		改定率	
		初任給	最高号給	初任給	最高号給	初任給	最高号給	初任給	最高号給
1 級	A	138,504	157,644	146,160	164,488	7,656	6,844	5.53%	4.34%
	B		186,760		192,676		5,916		3.17%
	C		206,132		210,424		4,292		2.08%
2 級	A	171,448	199,404	177,828	205,320	6,380	5,916	3.72%	2.97%
	B		232,696		237,104		4,408		1.89%

その他給料表に基づいて報酬を定めている職についても、給料表の改定に準じて改定する。

2 実施時期

令和5年4月1日

ただし、12月期の期末手当の支給対象とならない職員については、令和5年12月1日

(案)

会計年度任用職員における給与改定の実施時期について

本市においては、常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与の改定の実施時期について遡及しないこととしていた。

令和5年5月2日に、常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与については、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とし、その会計年度任用職員の範囲については、地方公共団体の実情を踏まえ適切に設定するよう、国より通知があったことを踏まえ、常勤職員の給与が改定された場合における常勤職員の給料表に基づき報酬を定める職に任用される会計年度任用職員の給与の改定の実施時期について、次のとおりお示しする。

1 給与改定の実施時期

12月期の期末手当の支給対象となる会計年度任用職員については、常勤職員の給与の改定の実施時期と同様に取り扱う。

	給与改定	
	引上げ時	引下げ時
12月期の期末手当の 支給対象職員※	年度内改定（遡及あり）	年度内改定（年間調整あり）
12月期の期末手当の 支給対象外職員	年度内改定（遡及なし）	年度内改定（年間調整なし）

※育児休業により支給割合が0%となり、支給額が0円となる職員も含む

2 今年度の給与改定の実施時期

(1) 12月期の期末手当の支給対象職員※

令和5年4月1日（遡及あり）

※育児休業により支給割合が0%となり、支給額が0円となる職員も含む

(2) 12月期の期末手当の支給対象外職員

令和5年12月1日（遡及なし）